



## Report Wage Theft

[www.wagetheft.wa.gov.au](http://www.wagetheft.wa.gov.au)

この文書は、[www.wagetheft.wa.gov.au](http://www.wagetheft.wa.gov.au) のウェブサイト情報を再現したものです。

# 西オーストラリア州内の賃金等不払いの通報

## 賃金・手当等の故意の不払いや過少払いの通報方法について知りましょう

Wage Theft[賃金泥棒、賃金等の不払い]とは、労働者に対する組織的・体系的かつ故意の賃金または Entitlements[その労働者に受給資格がある手当や有休、年金の雇用主拠出分等]の不払いや過少払いのことです。賃金等の不払いに関する相談や通報の手続きは、雇用主である事業者が州と連邦のどちらの労使関係制度の管轄下にあるのかにより、異なります。

本文書の情報は、西オーストラリア州内の労働者向けに、以下の手続きの方法を説明し、支援するものです：

- 賃金不払い・過少払いの問題や、Annual Leave[年次有給]または Long Service Leave[永年勤続休暇]分の不払い問題の解決に向けての相談
- 賃金等の不払い案件の政府内の適切な省への匿名通報
- 未払いのスーパー・アニュエーション[確定拠出型年金]雇用主拠出分についての相談

## 州と連邦の労使関係制度についての情報

あなたが賃金等の不払い通報を検討している雇用が、どの制度の管轄下にあるのかを把握しておく必要があります

西オーストラリア州内の事業者およびそこで雇用されている方(被雇用者)は、その事業または組織の業務・運営形態に基づいて、州の労使関係制度と連邦の労使関係制度のどちらかの管轄下にあります。

州の労使関係制度の管轄下にある雇用主は、つぎのような事業者です：

- Sole Traders[個人事業者]
- 法人化されていないパートナーシップ事業で、パートナーのいずれもが Pty Ltd の形式をとる事業体ではない場合
- 法人化されていないトラスト(信託)形態の事業者で、受託者ないしトラスト内の他の事業体のいずれもが Pty Ltd の形式をとる事業体ではない場合
- 法人化されているアソシエーション(協会等)およびその他の非営利団体で、Constitutional Corporation[豪州連邦憲法が定めるところの会社]とみなされるのに十分な実体のある商業・金融活動を有していない場合

Wageline 1300 655 266 にお問い合わせの際は、必要であれば Translating and Interpreting Service [翻訳・通訳サービス]を電話(13 14 50)でご利用いただけます。

連邦の労使関係制度の管轄下にある雇用主は、つぎのような事業者です：

- Pty Ltd の形式をとる事業者
- 法人化されたパートナーシップ事業で、パートナーのいずれかが Pty Ltd の形式をとる事業体である場合
- 法人化されているトラスト(信託)形態の事業者で、受託者ないしトラスト内の他の事業体のいずれかが Pty Ltd の形式をとる事業体である場合
- 法人化されているアソシエーション(協会等)およびその他の非営利団体で、豪州連邦憲法が定めるところの会社とみなされるのに十分な実体のある商業・金融活動を有している場合

雇用法のどの制度が自らに適用されるのか確認するのに支援を必要とする方は、Wageline(電話: 1300 655 266)までお電話のうえ、事業者名をお知らせいただければ、電話越しにこちらで検索確認します。

## 個別の不払い・過少払い問題の解決

**個別の賃金または手当等の不払い・過少払い問題の解決について相談しましよう**

**手続きを始める前に— 自身の正しい賃金レートと法律で保障されている有給・休暇の権利を確認しましよう**

- 相談を検討している現在または過去の雇用が州の労使関係制度の管轄下にある場合は、Wageline ([www.lgirs.wa.gov.au/wageline](http://www.lgirs.wa.gov.au/wageline)) に賃金レートおよび法律で保障されている有給・休暇の権利についての情報が記されています。Wageline には、1300 655 266 へのお電話で相談することもできます。
- Wageline には、西オーストラリア州内の州および連邦の労使関係制度の管轄下にある被雇用者向けの、Long Service Leave[永年勤続休暇] ([www.lgirs.wa.gov.au/longserviceleave](http://www.lgirs.wa.gov.au/longserviceleave)) や、西オーストラリア州 Long Service Leave Act[永年勤続休暇法]の適用対象者についての情報が記されています。
- 相談を検討している現在または過去の雇用主が連邦の労使関係制度の管轄下にある場合は、Fair Work Ombudsman[フェアワーク・オンブズマン] ([www.fairwork.gov.au](http://www.fairwork.gov.au)) に賃金レートおよび法律で保障されている有給・休暇(永年勤続休暇を除く)の権利についての情報が記されています。同オンブズマンには、13 13 94 へのお電話で相談することもできます。

### 賃金および法律で保障されている年次有給の不払い・過少払い— 州制度管轄下の被雇用者

西オーストラリア州の Award [職種別の法定労働条件] または *Minimum Conditions of Employment Act 1993* [1993 年制定 最低雇用条件法] により定められた賃金や有休等の不払い・過少払いを受けたとお考えの方は、Underpayment Compliant [不払い・過少払い申立て] ([www.lgirs.wa.gov.au/underpaymentcomplaints](http://www.lgirs.wa.gov.au/underpaymentcomplaints)) を行うか、Wageline にお電話(1300 655 266)でお問い合わせください。

### 賃金および法律で保障されている年次有給の不払い・過少払い— 連邦制度管轄下の被雇用者

連邦の Modern Award [職種別の法定労働条件]、連邦労使合意、または *Fair Work Act 2009* [2009 年制定 公正労働法] に基づく National Employment Standards [全国雇用基準] により定められた賃金や有休等(永年勤続休暇を除く)の不払い・過少払いを受けたとお考えの方は、フェアワーク・オンブズマン (<https://www.fairwork.gov.au/workplace-problems/fixing-a-workplace-problem>) からの支援を受けることができます。

### 1958 年制定 永年勤続休暇法により保障されている永年勤続休暇の不払い

*Long Service Leave Act 1958* [1958 年制定 永年勤続休暇法(西オーストラリア州法)] により保障されている永年勤続休暇分の支払い ([www.lgirs.wa.gov.au/longserviceleave](http://www.lgirs.wa.gov.au/longserviceleave)) を受けていないとお考えの方は、賃金または法定保障有給等の不払い・過少払い申立て ([www.lgirs.wa.gov.au/underpaymentcomplaints](http://www.lgirs.wa.gov.au/underpaymentcomplaints)) を行うか、Wageline にお電話(1300 655 266)でお問い合わせのうえ、申立て方法についての情報をご確認ください。

# 賃金等不払い問題の通報

## 賃金等不払い問題の匿名通報

賃金等不払い問題について、匿名で通報することができます。

## 州制度管轄下の雇用主についての通報

州制度管轄下にある雇用主に関する賃金等不払い問題もしくは永年勤続休暇の不払い・過少払い問題について、Private Sector Labour Relations [民間セクター労使関係]に匿名通報することができます ([www.wagetheft.wa.gov.au](http://www.wagetheft.wa.gov.au))。

## 連邦制度管轄下の雇用主についての通報

フェアワーク・オンブズマン([www.fairwork.gov.au/workplace-problems/fixing-a-workplace-problem/report-an-issue-anonymously](http://www.fairwork.gov.au/workplace-problems/fixing-a-workplace-problem/report-an-issue-anonymously))に、連邦制度管轄下にある雇用主に関する賃金不払い・過少払い問題を匿名通報することができます。

## スーパー・ニューエーション拠出金の不払い

### スーパー・ニューエーション拠出金の不払いについての相談

スーパー・ニューエーション(確定拠出型年金)の雇用主拠出分の不払いを通報したい方は、Australian Taxation Office[オーストラリア税務局] ([www.ato.gov.au](http://www.ato.gov.au))にお問い合わせください。